

事 務 連 絡
令和7年4月24日

公益社団法人	日本看護協会	} 御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証利用促進のための取組に対する協力金事業等について
(周知依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）につきましては、令和6年6月から運用を開始し、同年12月2日から原則義務化されたところです。

この度、オンライン資格確認（居宅同意取得型）を導入し、運用開始日を入力した訪問看護ステーションを対象に、マイナ保険証利用促進のための積極的な取組を実施いただくことを前提に、1施設当たり5万円の協力金を支給する事業を行うことといたしました。

取組内容は、利用者等へのマイナ保険証の利用促進に係るお声掛けとチラシの配付の実施です。また、取組の対象期間は令和7年5月から令和7年7月です。

なお、取組の実施報告については、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にて実施いただき、協力金の支給は令和7年秋頃を予定しています。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせする予定です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、別添資料も活用し、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、協力金事業に関しては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」に掲載するとともに、別添資料は令和7年5月中旬頃を目処に各訪問看護ステーションに郵送する予定です。また、オンライン資格確認（居宅同意取得型）を未導入であって、経過措置申請のない訪問看護ステーションに対しては、速やかな導入の依頼と今後の対応について記載した文書を同封する予定です。

参考：【訪問看護ステーション向け】マイナ保険証の利用促進のための取組に対する協力金について（医療機関等向け総合ポータルサイト）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&table=kb_knowledge&sys_id=af281cf92b412654c2adfd69fe91bfb2&view=sp

また、オンライン資格確認の導入に必要なマイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入やネットワーク環境の整備等の費用について、基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助する財政支援を設けておりますが、経過措置の対象とならず、令和6年11月30日までにオンライン資格確認を導入いただいた施設は、令和7年5月31日までに補助金の申請を行っていただく必要があります。

補助金の申請は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にて受け付けていますので、貴会員の皆様へあわせて周知いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

参考：訪問看護関係補助金の申請について（医療機関等向け総合ポータルサイト）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010218

【別添一覧】

- ・別添1：協力金の概要に関するリーフレット
- ・別添2：マイナ保険証のメリットに関するリーフレット
- ・別添3：マイナ保険証の使い方や登録等に関するリーフレット
- ・別添4：「マイナンバーカードの申請方法」（参考資料）
- ・別添5：マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法に関するリーフレット（参考資料）
- ・別添6：「よくある質問 ～マイナ保険証について～」（参考資料）
- ・別添7：「マイナ保険証利用促進のためのお声掛け」（参考資料）
- ・別添8：「オンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について」

以上